

休日診療所運営費補助金の見直しに係る緊急要望

神奈川県においては、平成26年度予算編成に向け、平成24年10月に発表した「神奈川県緊急財政対策」で示された、県有施設の見直し及び県単独補助金・負担金の見直し等に取り組んでいると承知しています。

その見直しの中で、神奈川県が、昭和44年から実施している「休日診療所運営費補助金」について、廃止の方向性が示されています。

「休日診療所運営費補助金」は、休日の初期救急医療を確保する市町村の役割として、医師会及び歯科医師会を始めとした関係医療機関のご協力を得ながら、市町村民のセーフティーネットとして体制を維持するため、診療所の運営費に対し補助しているものと認識しています。

当該補助金の廃止により、近年、医師不足による休日診療の医師の確保等が課題となっているなか、従来と同等の医療を市町村民に提供できなくなることが想定され、また、県の救急医療体制の根幹を担う各市町村の初期救急体制の維持に支障をきたすことになりかねず、市民生活へ与える影響も大きなものとなります。

そこで、市民の健康を守るため、神奈川県医師会、神奈川県内郡市歯科医師会に対する「休日診療所運営費補助金」について、平成26年度以降も継続されるよう強く要望いたします。

平成25年11月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会
会長 内野 優